

別表第一の三 (平17経産令10・追加、令2経産令92・一部改正)

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第3号
主務官庁	経済産業省

輸出許可・承認申請書

経済産業大臣殿

申請者

氏名又は名称
及び代表者の氏名

申請年月日

住所

電話番号

次の輸出許可・承認を外国為替及び外国貿易法第48条第1項及び輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

- (1) 買主名 _____ 住所 _____
- (2) 荷受人 _____ 住所 _____
- (3) 需要者 (貨物を費消し、又は加工する者) _____
- (4) 仕向地 _____ 住所 _____
 _____ 経由地 _____
- (5) 商品内容明細

商品名	型及び等級	輸出貿易管理令		単位	数量	価額	
		別表第1貨物番号	別表第2貨物番号			単価	総額
					計		計

(ただし、数量及び総額が _____ %増加することがある。)

※許可・承認又は不許可・不承認

この輸出許可・承認申請は、
 [外国為替及び外国貿易法第48条第1項
 外国為替及び外国貿易法第67条第1項
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号
 輸出貿易管理令第8条第2項] の規

定により	許可・承認	する。
	許可・承認	しない。
	次の条件を付して	許可・承認する。

条件 _____

経済産業大臣の記名押印

日付 _____
 資格 _____
 記名押印 _____

(裏面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船積数量	送状金額	積 出 港	通関月日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
- (3) 需要者の欄は、需要者が申請時に確定していない場合には、「未定」と記入して下さい。
- (4) 用紙の大きさは、A列4番とします。
- (5) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。